

避難確保・浸水防止計画
(河川洪水)
(内水氾濫)
(高潮)

令和5年6月
【東山線駅務区】
(名古屋管区駅)
亀島駅

【計画の目的】

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき、必要な措置に関する計画を作成。浸水時又は浸水が予想される場合において、職員が駅初動マニュアル等を適用し、円滑かつ迅速な避難確保及び駅構内への浸水の防止を図ることを目的とする。

【計画の対象区域】

本計画の対象区域は、亀島駅（亀島学区）構内とする。

【計画の適用範囲】

この計画は、亀島駅に勤務、施設を利用する者及び作業従事者等全ての者に適用する。

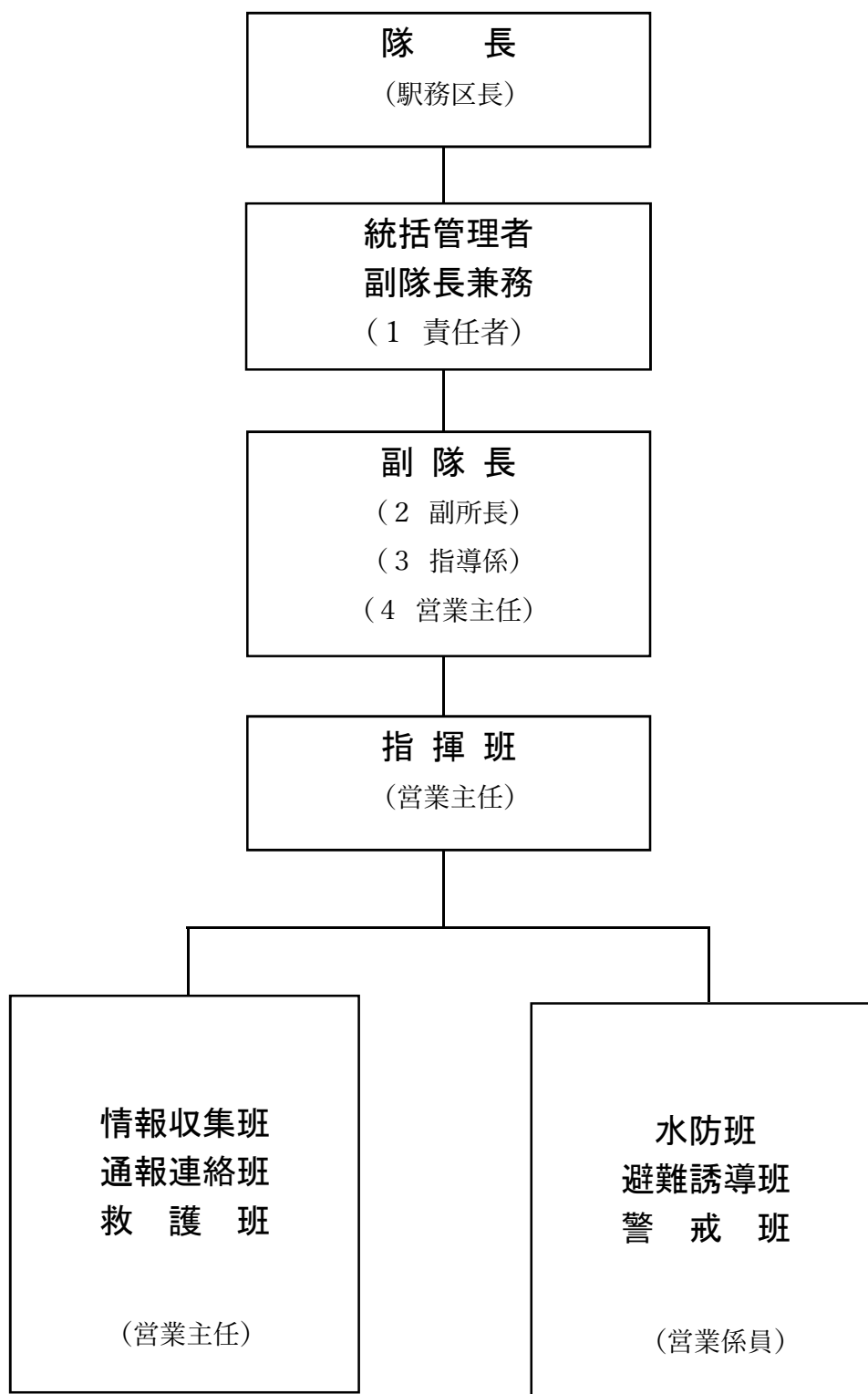
【防災体制】

- 1 高齢者等避難（警戒レベル3）が発令された場合。
「高齢者等避難」を受信した場合は、次の措置を行う。
 - (1) 駅付近の避難場所を記載した案内図を掲出し、構内放送によりお客さまへの周知を行う。
 - (2) 止水板及び避難誘導用器具※の準備を行う。

- 2 避難指示（警戒レベル4）が発令された場合
「避難指示」を受信した場合は、次の措置を行う。
 - (1) 運転指令員からの「避難指示」に伴う列車の運休情報を確認する。
 - (2) お客さまを安全な出口に避難誘導し、営業停止への措置を行う。
 - (3) 出入口に止水板を設置し、駅施設の止水措置を行う。
 - (4) 止水板の設置が完了後に、運転指令員・駅務区長に連絡を行ったうえ、駅職員が避難をする。
ただし、止水板を設置する暇がない場合は駅職員等の安全を考慮し、その旨を運転指令員・駅務区長へ連絡のうえ、駅職員等は避難を行う。

※避難誘導用器具は、懐中電灯、ハンドマイク及び業務用携帯電話とする。

3 浸水防止対策組織図



(注)・副隊長は、1～4のうち出動した最上位の者がその任にあたる。

【情報の収集・伝達】

台風や局地的豪雨により河川氾濫や内水氾濫等の恐れがある場合は、運転指令員からの各種情報だけでなく、テレビやイントラネットからも情報の収集を行う。

また、駅周辺の状況については、出入口付近の巡視により安全の確認を行うものとする。地上部では広報車や防災スピーカーにより避難指示等が伝達されることがあるので、これらのことを踏まえて注意して巡視を行うものとする。

【防災気象情報等情報伝達】

構内一斉放送でできる限り情報伝達を行うものとする。

【お客さまの避難誘導】

1 駅構内の場合

人的被害が発生するような自然災害により「高齢者等避難」（警戒レベル3）を受信した時は、駅付近の避難場所を記載した案内図の掲出、構内放送によりお客さまへの周知を行う。また、「避難指示」（警戒レベル4）を受信した場合は、直ちに避難誘導を開始する。

2 留意事項

駅出入口等の被害状況、浸水状況等を把握し、駅構内避難誘導経路図（別紙）に従い迅速に誘導を行う。その際、身体に障がいをお持ちの方、妊婦、お年寄りや子供などには特に格段の配慮をもって対応するとともに周囲のお客さまへ共助要請を行う。

また、避難誘導時のエレベーター・エスカレーターは使用中止とする。なお、エレベーター内のお客さまの有無は必ず確認を行う。

【お客さまに対する情報提供】

1 駅構内放送

(1) 高齢者等避難発令時

放送文例
名古屋市から●●に関する「高齢者等避難、警戒レベル3」が発令されました。 お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は避難を開始してください。 それ以外の方については、気象情報に注意して、早めに避難してください。

(2) 避難指示発令時

放送文例
名古屋市から●●に関する「避難指示、警戒レベル4」が発令されました。 駅係員の指示に従って直ちに駅構内から避難してください。 近隣の指定緊急避難場所へ避難してください。
避難に際しては、エレベーター、エスカレーターは停止していますので、階段により避難してください。
避難に際しては、慌てずに駅係員の指示に従い、ゆっくりお進みください。 避難にあたり、配慮が必要な方をお見かけしたお客さま、また、配慮を必要とされる方の近くにおられるお客さまは、避難のご支援、ご協力をお願いします。

2 災害時避難案内図の掲示及び配布

【防災教育の計画】

毎年5月に浸水防止対策組織を構成する各職員が平素から備えるべきこととして、災害に対する知識及び意識の高揚を図り、関係機関が分担・協力して災害対策、利用されるお客さまの安全確保に重点をおいた防災教育を実施し、自主防災への積極的な取り組みの啓発を図る。

【防災訓練の計画】

毎年5月に実技訓練を行う。

訓練は、実際の災害発生を想定し、浸水防止対策組織に基づく任務分担を十分把握したうえで訓練を行う。

【施設点検の計画】

止水板及び避難誘導用器具※の点検を適宜行い、使用する際に不備のないようにしておくものとする。

※避難誘導用器具は、懐中電灯、ハンドマイク及び業務用携帯電話とする。

避難経路 Evacuation route

駅構内で火災が発生した場合
In the event of a fire in the station

〔 東山線 Higashiyama Line 亀島駅 Kamejima Sta. 〕

← 避難経路 Evacuation route SOS 緊急電話 Emergency Telephone

